

2. 施策の展開

(1) 生命あふれる緑の美ら島づくり

○多くの希少な野生生物を育み、沖縄固有の生態系を有する豊かな森林や海岸のマングローブ林など世界有数の自然環境を保護・保全するとともに、悪化が懸念される生息・生育環境の再生・創出については、在来種を活かした森林緑地づくりにより進めます。

1) 土地本来の緑により、生物の豊かな自然を守ります

①自然公園等の保全

〈展開の方向〉

優れた自然環境を有する地域の保全、優れた自然の風景地の保護および鳥獣の保護繁殖を図るため、自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区を指定しています。

これらの地域においては、自然公園法等の法令に基づく緑化手法を用いて、荒廃地の回復や利用のための適切な整備に取り組みます。

〈施策・事業〉

○自然公園の保全

自然公園においては、「自然公園における法面緑化指針（案）（環境省自然環境局）」が定められており、緑化に際しては、この指針を遵守します。また、特に特別保護地区等において侵略的外来種については、厳重に管理します。



■沖縄海岸国定公園（大宜味村）



■久米島県立自然公園（久米島町）

■施策推進の目標

- ・「自然公園における法面緑化指針（案）（環境省自然環境局）」に基づいて、荒廃地の回復・施設の適切な緑化を図ります。
- ・侵略的外来種に対して「外来生物被害予防三原則」（「入れない」「捨てない」「拡げない」）を遵守します。

■関連事業

- ・自然公園管理事業、自然公園施設整備事業、自然公園施設維持管理事業ほか

○自然環境保全地域の保全

自然環境保全地域は、「原生自然環境保全地域」「自然環境保全地域」があり、地種区分は、「特別地区」「普通地区」に分かれます。沖縄県では自然環境保全地域は、国指定1地域（海域）、県指定11地域が指定されています。

自然環境保全地域の優れた自然環境を守るため、過去からの良好な自然環境をそのまま残すこととします。

■施策推進の目標

- ・現在の指定地域内では、むやみな植物の植栽は行わないこととします。
- ・植生の再生や施設まわりの植栽など、自然環境保全地域において緑化が必要となる場合は、自然環境保全法に基づく許可申請または届出により行います。
- ※災害復旧の場合は、適用除外として緑化を実施する場合があります。

○鳥獣保護区の保全

鳥獣の保護を図るための事業を実施するとともに、鳥獣の保護および狩猟の適正化等を図るため、鳥獣保護区を設定しています。

沖縄県内における鳥獣保護区は「鳥獣保護区」「特別保護地区」があります。

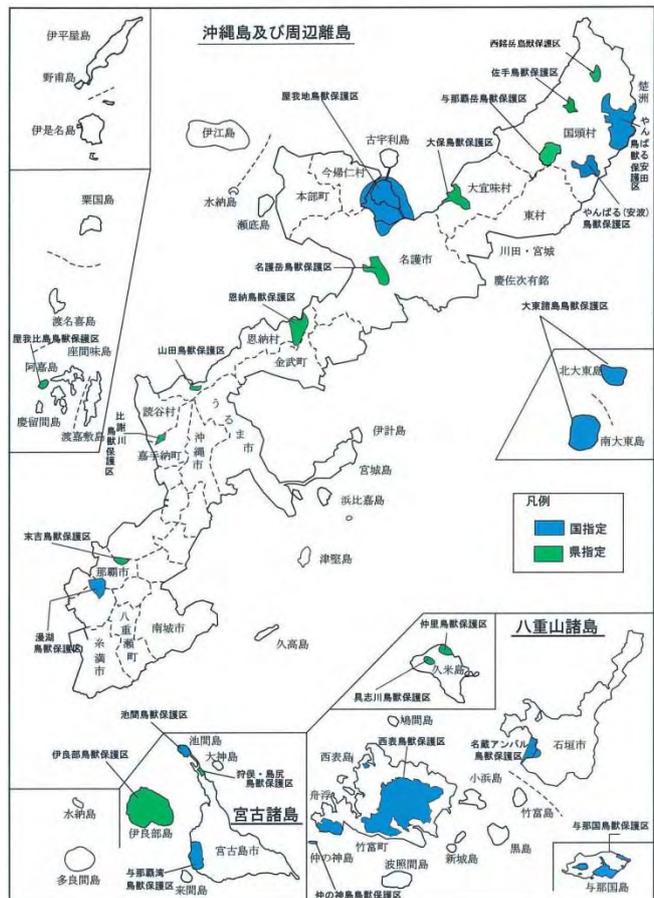
イリオモテヤマネコ、オキナワトゲネズミ、ヤンバルクイナ、ノグチゲラ等の希少種をはじめとした鳥獣の生息環境を確保します。

■施策推進の目標

- ・多様な鳥獣の生息環境の保護および保全を図る役割を果たすため、荒廃地等の在来種による緑化を行い、鳥獣保護区内の森林緑地面積の確保を図ります。



■都市域に広がる鳥獣の生息地（末吉鳥獣保護区）
（那覇市）



資料：沖縄県自然保護課

■鳥獣保護区位置図

②マングローブ林の保全

〈展開の方向〉

マングローブ林は、亜熱帯地域である沖縄県を代表する植生です。沖縄県には多くのマングローブ林が成立しており、漫湖や名蔵アンパルなどはラムサール条約湿地に指定され、生態系や観光資源としても重要な役割を果たしています。

しかし、近年は埋め立てや護岸・道路工事等、各種開発に伴う赤土等の流出、堆積等による湿地やマングローブ林への影響が問題となっていることから、これらの適切な保全・回復に取り組みます。

〈施策・事業〉

○マングローブ林の保全・回復

赤土等の流出の防止などにより湿地や干潟を保全するとともに、遊覧船の波浪からマングローブ林の浸食を防ぐ取り組みを行います。

また、埋め立てや護岸・道路工事等を行う場合は、必要に応じてマングローブ林の保全対策を図ります。

■施策推進の目標

- ・干潟の保全を図り、マングローブ林の生育基盤を確保します。
- ・マングローブ林の回復に際しては、地域に本来生育する種を導入します。
(例：ヒルギダマシ⇒本来の生育地は先島諸島ですが、北限を越え沖縄島に植栽されています)
- ・本来生育しない種が植樹されている箇所については、拡大させないことをめざします。



■西表島後良川のマングローブ林（竹富町）



■屋我地島に移入されたヒルギダマシ（写真手前）
(名護市)

○マングローブ林の活用

マングローブ林を活用した環境教育やエコツーリズムが盛んに行われています。また海岸部、河口部、湿地などでは植樹活動が行われ、マングローブ林への関心が高まっていることから、マングローブ林の保護・保全・再生のより一層の普及啓発を図ります。

■施策推進の目標

- ・マングローブ林を活用した環境教育・エコツーリズムを推進します。
- ・マングローブ林の調査・研究、保護・保全・再生の普及啓発を図るため、関連団体を支援します。

2) 多様な生物の生息・生育地を回復します

① 荒廃原野の緑化

〈展開の方向〉

荒廃原野は海浜、丘陵、小丘、崖地、斜面などに多く分布し、ススキ、ギンネム群落として存在します。

これらの回復は、都市環境保全および景観形成の観点からきわめて重要であり、とりわけ中南部地域の都市部において復旧が求められています。また、市街地や農地が混在する地域でもあることから、それぞれの分野における緑化方策を活用し、荒廃原野の解消に取り組みます。

〈施策・事業〉

○ 荒廃原野の緑化

都市部、農地および海岸部などの荒廃原野の緑化を推進します。また、生態系保全の観点から、侵略的外来種は排除します。

■ 施策推進の目標

- ・ 荒廃原野の早期緑化により、ギンネム等侵略的外来種の拡大防止を図ります。
- ・ 荒廃原野については、当該地域における在来種の高中木を基本とした緑化に努め、森林の回復を図ります。

■ 関連事業

- ・ 造林事業



■ 海浜に繁茂するギンネム林（竹富町）



■ ギンネムに覆われている斜面（中城村）

○ 荒廃地等における緑化の推進

沖縄県は、県土が比較的狭く、平地部では駐留軍用地が占有していることから、地形条件の悪い丘陵地や急傾斜地近くまで住宅や老人ホーム等の各種施設の立地が進行しています。そのため、大雨による斜面崩壊や地すべり等の土砂災害への対策が求められています。

このような災害を防止し、安全な生活環境を守るため、砂防施設、地すべり防止施設および急傾斜地崩壊防止施設の整備を行いつつ、法面等での緑化対策の併用により、安全や景観に配慮した環境整備に取り組みます。

■ 施策推進の目標

- ・ 法面等では緑化対策により生物の生息・生育や景観に配慮した砂防施設・地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設の整備を進めます。

■ 関連事業

- ・ 砂防事業（土石流防止施設）
- ・ 地すべり対策事業（地すべり防止施設）
- ・ 急傾斜地崩壊対策事業（急傾斜地崩壊防止施設）
- ・ 治山事業（林地荒廃防止施設）



（地すべり直後の状況）



（植樹祭の状況）

■ 地すべり跡における「復旧シンボル植樹祭」の状況（中城村）

（2）活力ある緑の美ら島づくり

○ 地域特性を活かした観光施設の整備、自然環境の保全と農林水産業の両立、農地および海岸防災林の整備などの産業活動や各種整備に必要な森林緑地づくりにより、活力ある沖縄にしていけます。

1) 地域の緑を活かして、沖縄観光を振興します

① 観光・リゾート地の緑化

〈展開の方向〉

国際的な海洋性リゾート地の形成、健康保養、体験・滞在型観光、コンベンション等の多様なニーズに対応した観光・リゾート地を形成するために、適地適木の森林緑地づくりに取り組みます。

〈施策・事業〉

○ 海岸景観の再生・整備

海岸景観は沖縄県の観光・リゾートの魅力の基盤です。倒木、枝折れなどがみられる海岸では、土地本来の緑の活用について検討し、災害にも強く美しい景観づくりを進めます。

○観光・リゾート地およびコンベンション施設の景観形成・保全

都市部およびリゾート地、コンベンション施設などにおいて、適地適木による緑化により、快適で美しい観光・リゾート地景観等を整備します。

○空港、道路、港湾などの緑化

空港、道路、港湾などの関係機関と連携を図り、観光・リゾート地の緑化を進めます。

■施策推進の目標

- ・観光地形成促進地域（仮称）・海浜公園・マリーナ等の観光関連施設において、適地適木による緑化を進めます。
- ・海岸景観や優れた集落景観などにおいて、土地本来の緑による景観の保全・整備を進めます。

■関連事業

- ・観光地形成促進地域（仮称）の指定
- ・景観形成モデル地区の指定



■万国津梁館からのリゾート景観（名護市）

2) 自然環境の適切な保全・利用のため、森林整備を推進します

①森林の保全

〈展開の方向〉

森林の木材生産機能や公益的機能の低下に対して、適切な森林施業による健全な森林緑地づくりに取り組むとともに、台風や季節風による潮害・風害防備や水源かん養を目的とした保安林、森林レクリエーションのための保健休養機能の向上に取り組みます。

また、松くい虫等の森林病虫害の防除により、森林の自然環境や景観を保全します。

〈施策・事業〉

○保安林の整備

保安林は県土の保全、水資源のかん養および保健休養の場として重要な役割を果たしています。沖縄県では、水資源かん養、潮害防備、土砂崩壊防備、土砂流出防備、防風、干害防備等の保安林が指定されており、特に、島嶼性であることから潮害防備保安林の面積の多いことが特徴です。

引き続き、潮風害防備や水源かん養および保健休養等のための保安林の整備を進めるとともに、海岸の潮害防備保安林等においては、モクマオウなどの高木が衰退し、保安林機能の低下がみられることから、枯損木等を整理し、潮風害に強い樹種を中心に植栽を実施していきます。

第1編〈基本計画〉

○森林病虫害の防除

沖縄県は温暖な気候条件から多種・多様な昆虫が生息し、森林病虫害が発生しやすい環境にあります。主にリュウキュウマツに被害を与える松くい虫、イヌマキの葉を食害するキオビエダシヤク、デイゴを枯死させるデイゴヒメコバチ等による病虫害被害が発生しています。

これらの森林病虫害による被害の拡大を防止するため、薬剤散布、樹幹注入等の防除を実施していきます。

■施策推進の目標

- ・沖縄県の気象条件を考慮し、地域に見合った保安林の指定拡大と気象災害に強い保安林の整備を進めます。
- ・保安林の機能が低下しているモクマオウなどの枯損木等を整理し、潮風害に強い樹種の植栽を実施します。
- ・森林病虫害による被害を防ぐため、松くい虫等の防除を実施します。

■関連事業

- ・治山事業
- ・森林病虫害防除事業



■潮害防備保安林（ハスノハギリ）
（竹富町）



■森林病虫害防除（松くい虫防除）の状況

【保安林改良】モクマオウなどの高木が衰退し、保安林機能が低下しているため、枯損木等を整理し、潮風害に強い樹種を中心に植栽を実施。 石垣市大浜地区



■保安林整備の例（保安林改良）（石垣市）

②森林の造成

〈展開の方向〉

林産物の供給、土砂流出防止や水資源のかん養等の多面的な森林の機能を発揮するため、適切な森林整備による健全な森林緑地づくりに取り組みます。

〈施策・事業〉

○健全な森林造成および防災・生活環境の保全のための造林事業・治山事業の実施

長期的・計画的な森林計画等に基づき、適切な造林事業を推進するとともに、治山事業を実施します。

造林事業では、森林の木材生産機能や公益的機能を高度に発揮するため、地域特性を生かした森林の造成、保育等を計画的に推進し、健全な森林の育成に取り組みます。

治山事業では、台風による波浪や暴風、梅雨期の集中豪雨等による気象災害から県民の生命・財産を保全するために防災林の造成や保育等に取り組むとともに、水源のかん養機能を高めるための森林整備等を実施していきます。

■施策推進の目標

- ・適地適木適作業を遵守した森林の造成、保育等により、健全な森林を育成します。
- ・防災林の造成や保育等を実施するとともに、水源のかん養機能向上のための森林整備等を実施します。

■関連事業

- ・造林事業
- ・治山事業



■造林事業（イジュ）（国頭村）



■造林事業（デイゴ）（南城市）



■治山事業（クサトベラ等）（宮古島市）



■治山事業（イヌマキ等）（宮古島市）

第1編〈基本計画〉

3) 農地、海岸、河川や道路の緑により、沖縄経済を振興します

①農地防風林の整備

〈展開の方向〉

沖縄県は、周囲が海に囲まれ、台風や季節風などにより、多くの農地が風の影響を受けています。近年は防風施設の有無に大きく左右される野菜、果樹等の生産が盛んであることから、今後も引き続き防風施設の整備に取り組みます。

〈施策・事業〉

○防風林帯の造成

防風林の樹種、防風垣、防風ネット等の適切な選定により、防風林帯の整備を進めます。整備に際しては、「農地防風施設設計指針（平成10年6月 沖縄県農林水産部農地建設課）」に基づいて行います。また防風林帯の維持管理を支援するため、維持管理組織を設立します。

■施策推進の目標

- ・適切な樹種選定により、防風林帯の整備を進めます。
- ・防風林帯の維持管理組織を育成し、協働で維持管理を進めます。

■関連事業

- ・農地保全整備事業
- ・畑地帯総合整備事業
- ・農村活性化のための交付金など



■農地防風林（ブッソウゲ、テリハボク等）（宮古島市）



■農地防風林（テリハボク、フクギ等）（南大東村）

②海岸の緑化

〈展開の方向〉

海岸では、海岸法に基づき、「津波、高潮などの海岸災害からの防護」「海岸環境の整備と保全」「公衆の海岸の適正な利用」を目的に海岸事業が実施されています。島嶼県である沖縄は海岸線が長く、優れた景観や美しい砂浜に恵まれ、自然度の高い植生が保全されています。

これらの地域では、防護、環境、利用の調和に配慮して、良好な海岸環境の保全・回復を行います。

〈施策・事業〉

○海岸の保全

良好な自然海岸の保全を図るとともに、海岸の背後にある農地や宅地を守るため、防風林、防潮林による海岸保全を図ります。

○海岸保全施設の整備

海岸保全施設の整備においては、「いちまでいん美ら海、美ら島、清ら心」をキャッチフレーズに海岸を維持、復元、創造し、次世代へと継承していくことを基本理念とし、「琉球諸島沿岸海岸保全基本計画」に基づいた総合的な海岸事業を推進しています。

■施策推進の目標

- ・海岸の背後にある農地や宅地を守るため、防風林・防潮林の整備および砂丘植生の再生・創出による海岸保全を進めます。
- ・海岸保全施設の整備により海岸環境の向上に総合的に取り組みます。

■関連事業

- ・海岸事業（海岸保全施設の整備）



■都屋漁港の緑を導入した高潮対策（海岸保全施設整備事業）（読谷村）

③水辺（河川・ダム）の緑化

〈展開の方向〉

治水・利水の役割だけでなく、これからの河川行政には多様な生物の生息・生育環境の保全や、地域の個性を生かすことが求められています。

沖縄県における河川事業は、河川全体の自然の営みを視野に入れ、「地域の暮らしや歴史・文化との調和」や「河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観の保全・創出」に配慮した「多自然川づくり」を推進します。

〈施策・事業〉

○自然環境に配慮した水辺の整備や親水施設の整備

水と緑のオープンスペースとしての河川やダム周辺において、自然環境に配慮した水辺の整備や必要に応じて親水施設の整備に取り組みます。

第1編 〈基本計画〉

○河川の愛護運動

河川の良い環境を積極的に整備・保全し、美しく、節度をもって利用・管理されるよう地域住民や県・市町村・各種団体等による清掃を継続して行います。

■施策推進の目標

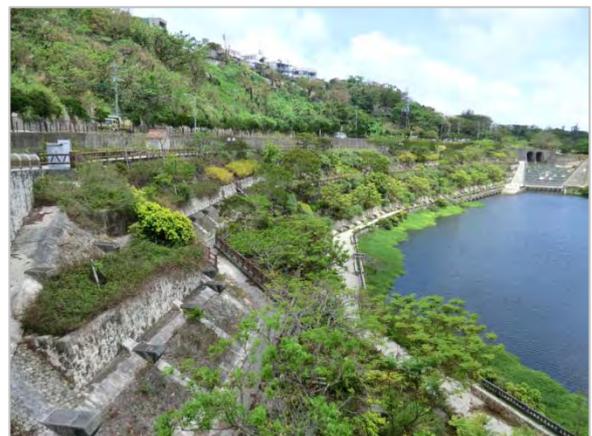
- ・地域の人々の交流の場となる親水施設の整備や、自然環境に配慮した水辺の整備を進めます。
- ・河川愛護のための緑地保全活動を進めます。
- ・ダム周辺における適切な緑化を進めます。

■関連事業

- ・河川事業
- ・ダム事業
- ・河川愛護会への助成



■再開発と一体となって進められた安里川および周辺の緑化（那覇市）



■金城ダム湖岸の緑化（那覇市）

④道路の緑化

〈展開の方向〉

陸上交通への依存が高い沖縄県において、道路整備は県民生活や産業活動に与える影響がきわめて大きく、道路の緑化は、景観の向上、緑陰の提供、歩行者の安全確保、排ガス・騒音等の公害の緩和にとって大きな意義を持ちます。

住み良い住環境を確保する街路整備として、安全・安心に資するまちなかの歩行空間の整備を推進し、周辺地域の景観に配慮した街路空間とすることにより、まちづくりや観光を支援します。また今後とも緑化強調路線の推進などにより、積極的な道路緑化および管理に取り組みます。

〈施策・事業〉

○道路緑化基本計画（沖縄県 平成9年4月）に基づく道路の緑化

沖縄県では「道路緑化基本計画」に基づき、道路緑化を進めています。今後の道路緑化の推進に際しては、県政の重要施策である観光振興を支援する観点から主要なショッピング街、名所・旧跡、リゾート地などにアクセスする道路を緑化強調路線と位置づけ、良好な道路景観の形成を図ることとしています。

また、台風・干ばつ・病虫害等による傾斜木・枯損木などの課題が多い沖縄県においては、緑化に際しては適切な樹種選定に取り組む必要があり、「道路緑化基本計画」（樹種選定の基準）などに基づき行うこととします。

○ボランティアによる道路管理

沖縄県では道路植栽樹木管理会などの活動により、今後も地域住民との協働による道路管理を進めていきます。

■施策推進の目標

- ・環境と調和のとれた沖縄らしさのある道路緑化を進めます。
- ・歩行空間を確保し、可能な限り豊かな緑陰形成を図る道路緑化を進め、管理育成に努め良好な景観を形成します。
- ・緑化強調路線の積極的な緑化・育成管理により、観光振興を支援します。
- ・道路植栽樹木管理会などの活動により、今後も地域住民と一体となった道路管理を進めます。
- ・街路樹等の選定に際しては、「道路緑化基本計画」に基づく樹種選定の基準を鑑みつつ、適地適木による選定とします。

■関連事業

- ・道路事業（街路樹植栽、緑化強調路線）
- ・道路事業（維持管理、道路ボランティア）

市街地の街路樹



■ホウオウボク of 街路樹（県道 42 号線）（那覇市）



■おもしろまちのアカギの街路樹（道路側）（那覇市）

地域性のある街路樹



■リュウキュウマツの街路樹（県道 79 号線）（石垣市）

観光地の街路樹



■フクギの街路樹（県道 233 号線）（多良間村）

第1編 〈基本計画〉

⑤空港の緑化

〈展開の方向〉

空港は、観光をはじめとする地域の産業振興と離島交通の利便性の向上を図るとともに、観光振興にとって重要な交通機関であり、産業・経済・文化等の発展に重要な役割を果たしています。地域の空の玄関として、今後も空港ターミナル地域の緑化に取り組みます。

〈施策・事業〉

○緑化による美しい空港景観づくり

各島々の空の玄関として、適地適木による緑化により、美しい空港景観を形成します。

○駐車場の緑化

駐車場の緑化を図り、緑陰を確保します。

■施策推進の目標

- ・適地適木の緑化により、美しい空港景観を形成します。
- ・駐車場緑化により、緑陰を確保します。



■モモタマナ・トックリヤシモドキなどによる石垣空港前道路の修景緑化および駐車場の緑化（石垣市）

⑥港湾・漁港の緑化

〈展開の方向〉

多くの島々からなる沖縄県にとって、港湾や漁港の果たす役割はきわめて重要です。港湾の質的向上のため、港湾の緑化に取り組み、快適な港湾環境を形成します。

また漁港の緑化により、景観の保持・美化を図り、快適で潤いのある漁港環境の形成に取り組みます。

〈施策・事業〉

○港湾の緑化

港湾施設は、港湾区域および臨港地区内における施設並びに港湾の利用または管理に必要な施設です。港湾施設の整備に伴う緑地、広場等の整備により、快適な環境を整備します。

■施策推進の目標

- ・港湾環境整備施設の整備を進め、海浜、緑地、広場、植栽、休憩所その他の港湾の環境を整備します。

※港湾内でマングローブの植栽等を計画している場合は、事前に管轄の土木事務所に相談し、適切な植栽樹種、植栽方法の助言、指導を受けることが必要となります。



■泊ふ頭に整備された泊緑地（那覇市）



■中城湾港マリンタウンプロジェクト（あがりティード公園）（西原町）

○漁港の緑化

漁港環境整備施設の緑化により、漁業と海洋レクリエーションとのふれあいの場づくり、水に親しめる緑地や公園整備、海辺環境の保全等を進め、快適な漁港環境の形成に取り組みます。

■施策推進の目標

- ・漁港環境整備施設の緑化により、漁港の環境の向上を図ります。
- ・背後地の宅地（建物）への潮風や塩害対策（防潮林）のため、護岸緑化を進めます。
- ・漁港の機能強化のため、漁網等を広げる場の確保を前提に、必要に応じて防風ネットや防風林を設置します。



■運天漁港の防風林（今帰仁村）



■伊是名漁港環境整備事業による公園緑地（伊是名村）

4) 駐留軍用地跡地の緑地を保全・創出します

①駐留軍用地跡地の土地利用

〈展開の方向〉

沖縄戦や戦後の急激な都市開発により、中南部都市圏の緑地の多くが失われ、市街化される中、駐留軍用地内には貴重な自然環境が残されています。今後返還が予定されている大規模な駐留軍用地跡地の利用にあたっては、跡地に残された自然環境を調査し、保全および再生することにより、環境づくりを先導し、中南部都市圏の広域的な緑地ネットワークの形成を目指します。

中南部都市圏域全体の緑地のあり方を踏まえた上で、中南部都市圏における生物多様性の確保、地球温暖化対策、都市景観形成に資する跡地利用を推進します。

〈施策・事業〉

○駐留軍用地跡地の面的な緑の確保

跡地の土地利用においては、中南部都市圏の中での緑・水環境・生物多様性等の役割を踏まえ緑地を確保した上で、それ以外の区域での都市的土地利用を図ります。

○周辺環境への考慮

跡地内の環境にとどまらず、水循環を通じて周辺環境へ大きな影響を及ぼすことを考慮し、跡地における公園・緑地の確保や緑化等により保水機能の確保を図り、下流部の環境（湧水・湿地）の保全を図ります。

○特色ある自然の保全と活用

駐留軍用地跡地等を中心とした琉球石灰岩台地固有の崖地、湧水、洞穴等の保全を図るとともにこれらを活用し、一体となった生活空間・景観の保全と再生を図ります。

○生物多様性を保持する緑地ネットワーク拠点の形成

普天間飛行場等の駐留軍用地跡地では、斜面、湧水、洞穴、海岸等と一体となった樹林地の保全と潜在自然植生への回復を促進し、中南部都市圏における生物多様性の拠点を形成し、これらと周辺斜面緑地、河川緑地等をあわせ、生物多様性を保持する緑地ネットワークを形成します。

○大規模公園の整備

沖縄21世紀ビジョンや沖縄県広域緑地計画に位置づけられている大規模な（仮称）普天間公園を整備します。

○宅地内の緑化やオープンスペースを確保

宅地敷地内の緑化等により、宅地における保水機能の確保と、緑に包まれた市街地景観の形成を図ります。

■施策推進の目標

- ・駐留軍用地跡地に残された緑地を保全、新たな緑地を創出し、つないでいくことで、中南部都市圏の広域的な緑地のネットワーク形成を図ります。
- ・平和希求のシンボルおよび中南部都市圏の広域防災拠点として、大規模な「（仮称）普天間公園」の整備を目指します。